新（R7.1.20 適用版）	現　行
※変更箇所のみ抜粋 建築関係工事監理業務委託共通仕様書（令和７年１月版） 第１章　総則 １．２　用語の定義 32.「情報共有システム」とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。 33.「遠隔臨場」とは、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）によって取得した映像及び音声を利用し、遠隔地から Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うことをいう。 第３章　業務の実施 ３．２７　業務情報共有化（業務情報共有システム（ＡＳＰ）） 受注者は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。 また、情報を交換・共有するにあたっては、原則、情報共有システム（ＡＳＰ）を活用することとし、最新版の「福島県における情報共有システムの活用ガイドライン」に基づくこととする。 なお、業務で使用する情報共有システムは、最新版の「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。 ３．２８　遠隔臨場 受注者は、原則として「建設現場等における遠隔臨場に関する実施要領」に基づき、遠隔臨場を実施すること。 ただし、通信環境が整わない現場や工種によっては不十分、非効率になってしまう恐れのある場合は、その限りでない。	※変更箇所のみ抜粋 建築関係工事監理業務委託共通仕様書（令和６年４月版） 第１章　総則 １．２　用語の定義 第３章　業務の実施